

株 主 各 位

証券コード 2750

2026年6月4日

神戸市灘区岩屋南町4番40号

石光商事株式会社

代表取締役社長 荒川 正臣

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社の第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第76期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.ishimitsu.co.jp/ir/library/other/>



また、上記のほかインターネット上の東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。

以下のウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦
覧書類/PR 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書用紙）又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」（2～3頁）に従いまして、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- ① **日時** 2026年6月26日（金曜日） 午前10時
② **場所** 神戸市灘区岩屋中町4丁目2番7号 シマブンコーポレーション本社ビル 4階 ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

③ **会議の目的事項**

- 報告事項**
1. 第76期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第76期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 議 案 取締役7名選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は軽装（クールビズ・ノーネクタイ）にて実施させていただきますので、株主のみなさまにおかれましても軽装でご出席いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日ご出席されなかった株主様のために、株主総会当日の様子の一部は7月上旬を目途に、当社ウェブサイト上にて動画掲載を予定しております。
- ◎ 上記動画の撮影につきましては、株主様のプライバシー等に配慮し、会場後方からとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございますので、ご了承ください。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、事業報告の「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」を記載していません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎ 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後、当社ウェブサイト (<https://www.ishimitsu.co.jp/ir/library/other/>) に掲載させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討の上、行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年6月26日（金曜日） 午前10時

書面で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いたします。

行使期限 2026年6月25日（木曜日） 午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

スマートフォン、パソコン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月25日（木曜日） 午後5時30分入力分まで

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱いたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場所に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示されたものとして取り扱させていただきます。
- インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、PC向けサイトで再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル



0120-652-031

受付時間：
午前9時～午後9時

事前に質問をする場合

受付期間

2026年6月5日（金曜日）午前9時から

2026年6月14日（日曜日）午後6時まで



専用ウェブサイト

<https://q.srdb.jp/2085/>



URL または QR コードより、質問受付専用サイトにアクセスし、「質問記入フォーム」に入力してください。

指定の専用ウェブサイトより、本株主総会の報告事項及び決議事項に関して、事前にご質問いただけます。

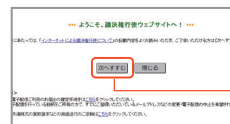
事前ご質問に関する留意事項

- ・ 事前にいただいたご質問に対しては、個別にご回答はいたしかねますのでご了承ください。
- ・ 株主総会で取り上げることに至らなかったご質問につきましても、今後のご参考とさせていただきます。
- ・ 質問受付専用サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

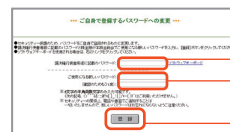
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力し、議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。
取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号		氏 名	当社における地位及び担当	取締役会出席率 (出席回数/開催回数)
1	再任	あらかわ まさおみ 荒 川 正 臣	代表取締役社長	100% (14回/14回)
2	再任	おくの ひろつぐ 奥 野 裕 二	取締役	100% (14回/14回)
3	再任	はやさか めぐみ 早 坂 めぐみ	取締役 東京支店長	100% (10回/10回) ※
4	再任	てらおか やすお 寺 岡 康 夫	取締役	100% (10回/10回) ※
5	新任	きたがわ かつし 北 川 克 史	経営役 営業統括	—
6	再任	ももせ のりこ 百 瀬 の 則 子	取締役	100% (14回/14回)
7	再任	おざわ まこと 小 澤 真	取締役	100% (14回/14回)

※印は、2025年6月25日就任以降開催の取締役会への出席状況であります。

1

あらかわ まさおみ
荒川 正臣

(1975年11月27日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1999年4月 当社入社
 2017年4月 当社コーヒー・飲料部門 コーヒー生豆カテゴリーマネージャー
 2019年4月 当社コーヒー・飲料副部門長兼コーヒー飲料原料カテゴリーマネージャー
 2020年4月 当社経営役 コーヒー・飲料部門長兼コーヒー飲料原料カテゴリーマネージャー
 2020年7月 当社経営役 コーヒー・飲料部門長兼コーヒー飲料原料カテゴリーマネージャー兼東京支店長
 2021年4月 当社経営役 コーヒー・飲料部門長兼東京支店長
 2022年6月 当社取締役 コーヒー・飲料部門長兼東京支店長
 2024年4月 当社取締役 東京支店長
 2025年4月 当社代表取締役社長（現任）

● 重要な兼職の状況

石光商貿（上海）有限公司董事長

● 取締役候補者とした理由

荒川正臣氏は、入社から一貫してコーヒー・飲料事業に従事し、コーヒー業界における豊富な知識と経験を有しております。2020年に経営役コーヒー・飲料部門長として業務執行に携り、2022年から当社取締役として企業経営に参画。2024年より全営業部を管掌し、中期経営計画の達成に向けた営業施策の推進に取り組んでおります。

2025年4月より代表取締役社長に就任し、中期経営計画「SHINE2027」を推進し、更なる企業価値向上に取り組んでおります。

これらのことから、当社の取締役役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き当社取締役候補者としていたしました。

再任

所有する
当社株式の数

15,223株

2

おくの ひろつぐ
奥野 裕二

(1963年1月18日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年4月 シャープ株式会社入社
 2021年2月 当社入社
 2021年4月 当社管理部門長補佐兼コーポレートチームリーダー
 2022年4月 当社管理部門長
 2023年4月 当社経営役 管理部門長
 2024年4月 当社経営役 管理部長
 2024年6月 当社取締役 管理部長
 2026年4月 当社取締役（現任）

● 取締役候補者とした理由

奥野裕二氏は、事業会社の営業本部における長年の営業企画経験を有し、また、機能部門におけるリスクマネジメントと内部統制の全社対応、並びに内部監査に関する深い見識も有しております。2023年からは経営役として業務執行に参画。

2024年6月より当社取締役管理部長として当社の企業経営に参画。人材価値・企業価値向上とコーポレート・ガバナンス体制強化に取り組んでおります。2026年4月からは取締役の職務に専念し、経営全般の監督・意思決定並びに経営戦略の強化及び業務執行体制の最適化を推進しております。

これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

再任

所有する
当社株式の数

6,994株

3

はやさか

早坂 めぐみ

(1967年10月17日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1990年4月 キリンビール(株)入社
 2020年7月 (株)コーチ・エィ入社
 2022年3月 同社エグゼクティブコーチ
 2023年9月 同社プリンシパル エグゼクティブコーチ
 2024年10月 当社入社 社長付 エグゼクティブフェロー
 (風土改革推進担当)
 2025年4月 当社経営役 BX推進本部長兼東京支店長
 2025年6月 当社取締役 BX推進本部長兼東京支店長
 2026年4月 当社取締役 東京支店長 (現任)

● 取締役候補者とした理由

早坂めぐみ氏は、事業会社においての組織風土改革・組織開発の経験や営業経験を有し、また、経営層向けにコーチングを用いたエグゼクティブコーチとしての豊富な経験も有しております。

2025年4月からは経営役として業務執行に参画しているとともに、BXの推進・エンゲージメント向上に取り組んでおります。2026年4月からは取締役の職務に専念し、経営全般の監督・意思決定並びに経営戦略の強化及び業務執行体制の最適化を推進しております。

これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

再任

所有する
当社株式の数

1,100株

4

てらおか

寺岡 康夫

やすお

(1960年7月6日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1983年4月 (株)日本長期信用銀行(現(株)SBI新生銀行)入行
 2000年10月 大同生命保険相互会社(現大同生命保険(株))入社
 2013年4月 同社執行役員
 2015年4月 (株)T&Dホールディングス執行役員
 2018年6月 同社常勤監査役
 2020年6月 同社取締役
 2023年3月 東京アライドコーヒーロースターズ(株)
 (現アライドコーヒーロースターズ(株))
 取締役(現任)
 2025年6月 当社取締役 経営戦略室長
 2026年4月 当社取締役 (現任)

● 取締役候補者とした理由

寺岡康夫氏は、事業会社において資産運用・事業投資等の業務経験を有し、また、財務・会計に関する深い見識と、常勤監査役としての監査職務経験も有しております。

2025年6月からは当社取締役として企業経営に参画。財務基盤の健全化・強化及び更なる企業価値の向上に取り組んでいます。2026年4月からは取締役の職務に専念し、経営全般の監督・意思決定並びに経営戦略の強化及び業務執行体制の最適化を推進しております。

これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

再任

所有する
当社株式の数

9,800株

5

きたがわ かつし
北川 克史

(1976年10月5日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年4月 当社入社
2017年4月 当社海外事業部門長
2019年4月 当社海外事業部門 カテゴリーマネージャー
2020年4月 当社海外事業副部門長
2021年4月 当社海外事業部門長
2023年4月 当社経営役 経営戦略室長
2025年4月 当社経営役 食品事業部長
2026年4月 当社経営役 営業統括(現任)

● 取締役候補者とした理由

北川克史氏は入社以来、長く海外事業に従事し、グローバルサプライチェーンの構築などを通じて、卓越した実務経験と深い専門的知見を培ってまいりました。

2023年4月から経営役及び経営戦略室長として業務執行に参画。2025年4月からは食品事業部長、2026年4月からは営業統括として、中期経営計画の達成に向けた営業施策の推進に取り組んでおります。

今後も、国際的な知見とネットワークを活かし、国内外の営業施策の推進において貢献されるものと期待しております。

これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者としていたしました。

新任

所有する
当社株式の数

一株

6

ももせ のりこ
百瀬 則子

(1956年12月15日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年3月 ユニー(株)入社
2003年2月 同社環境部長
2013年2月 ユニーグループ・ホールディングス(株)
(現 株式会社ファミリーマート)
業務本部グループ環境社会貢献部長
2014年5月 同社執行役員 グループ業務本部グループ環境社会貢献部長
2017年9月 ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)(現 株式会社ファミリーマート)
執行役員 総務人事本部CSR・コンプライアンス部長
2020年4月 ワタミ(株)執行役員 SDGs推進本部長
2022年6月 当社取締役(現任)
2026年4月 ワタミ(株)顧問(現任)

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

百瀬則子氏は流通業において、食品・容器包装リサイクルの取り組みを行ってきました。公的にも環境省、農林水産省の関連法令改正審議会委員などを歴任されています。2022年に取締役に就任してからは、高い知見をもとに業務執行に対する監督などの役割を果たしていただいています。上記の役割を引き続き果たしていただくことを期待しており、当社の社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

● 独立性について

百瀬則子氏は、社外取締役候補者であり当社の「社外役員の独立性判断基準」及び東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしているため、独立役員として同取引所に届け出ています。同氏の再任が承認される場合、引き続き独立役員とする予定であります。

再任

社外取締役

独立役員

所有する
当社株式の数

一株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	味の素(株)入社
2011年4月	ヤマキ(株)執行役員 家庭用事業部長
2013年6月	同社取締役上席執行役員 家庭用事業部長
2015年7月	同社取締役常務執行役員
2022年7月	同社顧問
2023年6月	当社取締役 (現任)

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小澤真氏は、食品業界において長年メーカーとして活躍しており、広報・広告についても幅広い知見・経験を有しております。2023年に取締役に就任してからは、高い知見をもとに業務執行に対する監督などの役割を果たしていただいています。上記の役割を引き続き果たしていただくことを期待しており、当社の社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

● 独立性について

小澤真氏は、社外取締役候補者であり当社の「社外役員の独立性判断基準」及び東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしているため、独立役員として同取引所に届け出ています。同氏の再任が承認される場合、引き続き独立役員とする予定であります。

再任

社外取締役

独立役員

所有する
当社株式の数

一株

取締役候補者に関する特記事項

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に規定する最低限度額であります。社外取締役候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。候補者の就任又は再任が承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者はその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、当該保険契約によっても補填されません。また、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。なお、候補者の任期中である2026年7月1日に当該保険契約を更新する予定にしております。

当社取締役・監査役に求める専門性及び経験（議案が承認された場合）

候補 番号	氏名	会社経営・ 事業戦略	営業・ マーケティング	HR・労務	財務・会計	法務・内部統制・ リスクマネジメント	国際性・多様性	ESG・サステナビリティ ・CSV	IT・デジタル
1	荒川 正臣	●	●				●	●	
2	奥野 裕二	●	●	●		●			●
3	早坂 めぐみ	●	●	●				●	●
4	寺岡 康夫	●	●		●	●	●		
5	北川 克史	●	●				●	●	
6	百瀬 則子		●			●		●	
7	小澤 真	●	●					●	
■	吉川 宗利			●	●	●			
■	板垣 克己	●			●	●			
■	小島 美奈子	●			●	●			

- (注) 1. 上記一覧表は各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。
 2. 候補番号欄の■は在任中の監査役を表すものです。

ご参考

当社の「社外役員の独立性判断基準」

当社は、以下に掲げる事項のいずれにも該当すると認められる場合、社外取締役及び社外監査役（以下、社外役員）に独立性を有しているものと判断します。

1. 最近10年間に於いて、当社グループの業務執行者等ではないこと。
2. 当社の主要株主又はその業務執行者等ではないこと。
3. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者等ではないこと。
4. 当社グループの主要な取引先である者又はその業務執行者等ではないこと。
5. 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行者等ではないこと。
6. 当社グループから取締役を受け入れている企業グループの業務執行者等ではないこと。
7. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者ではないこと。
8. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益を得ている弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等（法人・組合等の団体の場合はその団体に所属する者）ではないこと。
9. 現在及び過去3年間に於いて、上記2～8に掲げる者ではないこと。
10. 上記1～9に掲げる者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族ではないこと。
11. 当社の一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのないこと。
12. 当社の社外役員として、通算の在任期間が8年を超えないこと又は通算の在任期間が8年を超えない者であっても当社における勤務の状況から実質的な独立性に疑義が生じていないこと。

- (注) 1. 「当社グループ」とは、当社及び当社の関係会社をいう。
2. 「業務執行者等」とは、取締役・監査役（社外役員除く）、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人。
3. 「主要株主」とは、議決権所有割合10%以上の株主をいう。
4. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、その者の直近事業年度における（連結）売上高2%以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。
5. 「当社グループの主要な取引先である者」とは、当社グループの直近事業年度における（連結）売上高2%以上を当社グループに対して支払いを行っている者をいう。
6. 「一定額」とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額をいう。
7. 「多額の金銭」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上又は団体の場合は過去3事業年度の平均で、その団体の（連結）売上高の2%以上をいう。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、景気は緩やかに回復しているものの、中東情勢における影響もあり先行き不透明な状況となっております。

海外に関しては、米国では一部の経済指標に弱さがみられるものの、景気は緩やかに拡大が続いており、欧州でも景気は持ち直しの動きを見せております。一方中国ではサービス消費を中心に景気は持ち直しの動きを見せたものの、再び停滞ないし減速している模様です。

当社グループの主力マーケットである食品業界におきましては、原材料価格や人件費等の高止まりを背景に、幅広い食品での価格改定が続き、依然として厳しい経営環境となっております。一方、外食産業においてはインバウンド需要の回復や客単価の上昇等により、売上高は総じて堅調に推移しております。

当社グループの業績に影響を与える為替相場におきましては、期初1ドルあたり149円台で始まり、その後、日米の金利差や金融政策の方向性を背景としてドル高・円安基調が続き、一時160円近辺まで円安が進行いたしました。3月末では159円台となりました。

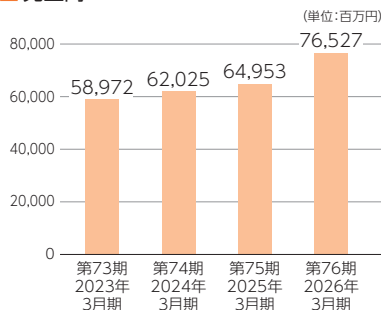
コーヒー業界においては、ニューヨークコーヒー相場は期初に1ポンドあたり389.05セントでスタートし、米国トランプ大統領による関税発動の報道を受けて、投機筋主導の売りが加速し、相場は一時300セントを切るところまで下落しました。

しかし、需給のタイト感が目立つなかで値を戻し、420セント台まで上昇するなど、非常にボラティリティの高い展開が続きました。その後も乱高下が続きましたが、不安定な国際情勢と在庫逼迫リスクがあるなか、ブラジルでの順調な降雨状況と十分な収穫量の見込みが確認されたことによる下落圧力がかかり、3月末では298.35セントとなりました。

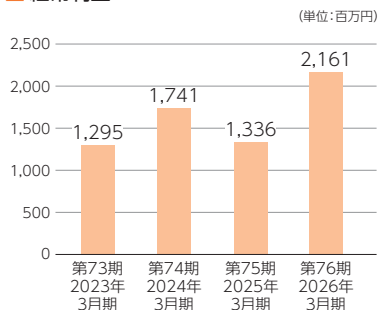
このような状況のなか、当社グループは当連結会計年度より新たな中期経営計画「SHINE2027」をスタートさせました。前中期経営計画で掲げたビジネス・ガバナンス・エンゲージメント向上の各土台作りを実践へと移し、成長投資やGHG（温室効果ガス）の削減及び社会課題解決型商品の開発に注力いたしました。また、社内体制の強化にも積極的に取り組み、事業の持続的成長を目指して中期経営計画「SHINE2027」を推進してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度においては、売上高は76,527百万円（前年同期比17.8%増加）、売上総利益は10,004百万円（前年同期比18.3%増加）、営業利益は2,707百万円（前年同期比73.8%増加）、経常利益は2,161百万円（前年同期比61.7%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,267百万円（前年同期比42.8%増加）となりました。

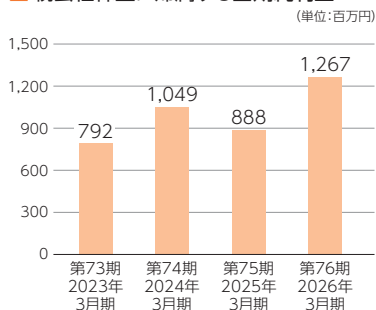
■ 売上高



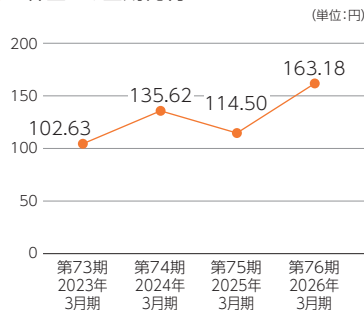
■ 経常利益



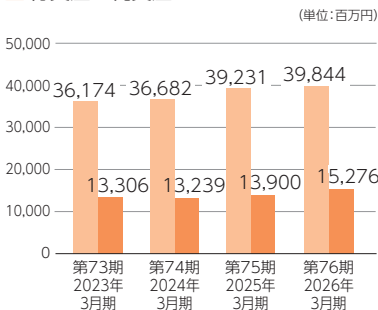
■ 親会社株主に帰属する当期純利益



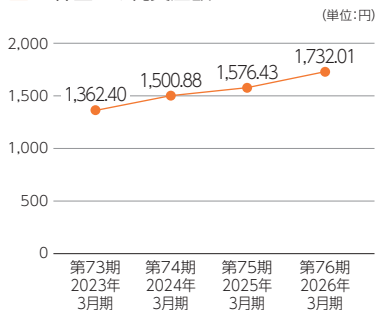
■ 1株当たり当期純利益



■ 総資産 / 純資産



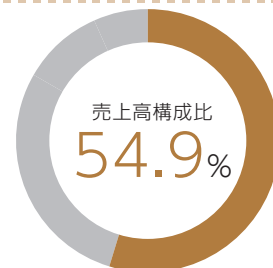
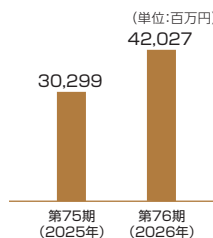
■ 1株当たり純資産額



コーヒー・茶類事業

売上高

420億2千7百万円



● コーヒー飲料原料

コーヒー生豆では、中国現地法人における中国国内での販売拡大に加え、コーヒー相場の高騰による販売価格の上昇もあり、売上高は増加いたしました。

飲料原料では、抹茶の需要増加を背景としたスポット販売があった一方で、飲料製造向けの販売が一部減少したことから、売上高は減少いたしました。

その結果、コーヒー飲料原料の売上高は前年同期比33.6%増加いたしました。

● コーヒー飲料製品

工業用製品及び家庭用製品では、新規開拓が進んだことに加え、販売価格の改定を進めたことにより、売上高は増加いたしました。

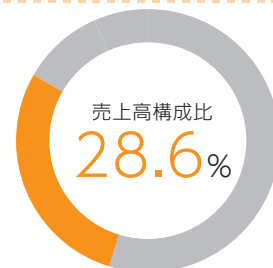
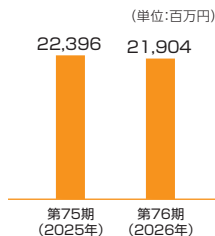
その結果、コーヒー飲料製品の売上高は前年同期比43.3%増加いたしました。

これらの理由により、コーヒー・茶類事業の売上高は42,027百万円と前年同期比38.7%の増加となり、売上総利益は5,307百万円と前年同期比30.0%の増加となりました。

食品事業

売上高

219億4百万円



● 加工食品

ドライ商品では、製造メーカー向けのトマト原料等の販売が契約終了等の影響を受け、売上高は前年同期比17.2%減少いたしました。

フローズン商品では、期初より新規取引として開始した外食向け中国産ポテトの販売が引き続き好調に推移したことから、売上高は前年同期比39.3%増加いたしました。

メーカー商品では、顧客の商流変更やメニューカット等の影響により、売上高は前年同期比0.8%減少いたしました。

その結果、加工食品の売上高は前年同期比3.0%減少いたしました。

● 水産

主力のエビ関連では、量販店向けの販売が好調に推移した一方で、回転寿司チェーンにおけるメニューカット等の影響により、外食向けの販売は大きく減少いたしました。タコ関連では、たこ焼き用原料の販売が引き続き好調に推移し、売上高は増加いたしました。

その結果、水産の売上高は前年同期比1.5%減少いたしました。

● 調理冷食

量販店向け新規食材の販売が引き続き好調に推移したものの、量販店向けロースト製品の一部終売により、売上高は減少いたしました。

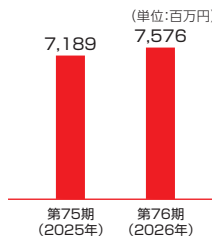
その結果、売上高は前年同期比1.7%減少いたしました。

これらの理由により食品事業の売上高は21,904百万円と前年同期比2.2%の減少となりましたが、低利益商品の見直しを進めた結果、売上総利益は3,297百万円と前年同期比9.0%の増加となりました。

農産事業

売上高

75億7千6百万円



生鮮野菜では、新規取り組みにより、量販店チェーン向け中国産玉葱及び人参等の販売が順調に推移し、売上高は増加いたしました。

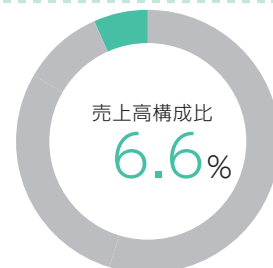
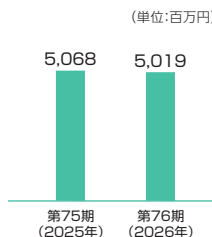
農産加工品では、外食チェーン向け牛蒡加工品の新規取り組みを開始したほか、回転寿司チェーン向け甘酢しょうがスライスの売上高が増加いたしました。一方で、唐辛子は主力販売先における在庫調整の影響により、売上高は減少いたしました。

その結果、農産事業の売上高は7,576百万円と前年同期比5.4%の増加となり、売上総利益は854百万円と前年同期比3.4%の増加となりました。

海外事業

売上高

50億1千9百万円



英国合弁会社における事業展開が進み、英国向け輸出の売上高は増加いたしました。これに加え、タイ向け輸出では、現地量販店向け販売が好調に推移し、売上高の増加に寄与いたしました。さらに、オーストラリア向けでは、スポット採用品が通年採用へ切り替わったことにより、売上高が増加いたしました。

一方、欧州向け輸出では、現地輸入規制の厳格化に伴い、輸出可能品目の一部が減少したことにより、売上高は減少いたしました。また、台湾向けでは、前連結会計年度に販売が増加した一部商品の現地在庫の滞留や、価格改定に伴う競争激化等により、売上高が減少いたしました。

その結果、海外事業の売上高は5,019百万円と前年同期比1.0%の減少となりましたが、より利益率の高い商品の販売が進んだことから売上総利益は544百万円と前年同期比5.5%の増加となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に完成した主要設備

特記すべき事項はありません。

連結会計年度中において継続中の主要な設備の新設

アライドコーヒーローズタース(株) (連結子会社) の新工場建設について、投資額は4,800百万円としております。なお、今回の投資は、経済産業省の「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金事業 (2次公募)」の対象事業に採択及び交付決定通知を受領しており、約1,500百万円の補助金が交付される予定となっております。

(着工：2025年10月、2026年12月完成予定)

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達の状況に関しましては特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	当連結会計年度 2026年3月期
売上高 (百万円)	58,972	62,025	64,953	76,527
経常利益 (百万円)	1,295	1,741	1,336	2,161
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	792	1,049	888	1,267
1株当たり当期純利益	102円63銭	135円62銭	114円50銭	163円18銭
総資産 (百万円)	36,174	36,682	39,231	39,844
純資産 (百万円)	13,306	13,239	13,900	15,276
1株当たり純資産額	1,362円40銭	1,500円88銭	1,576円43銭	1,732円01銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、ミッションとして「世界の食の幸せに貢献する」を掲げ、永く続く会社＝200年企業を目指しております。当社グループは2025年度から中期経営計画「SHINE2027」（3ヶ年計画）をスタートさせ、「変革と実践」をテーマに、ROICをもとにした事業・商品の見直しと今後の成長を見据えた必要投資、GHG（温室効果ガス）の削減と社会課題解決型商品の開発等に重点を置いた事業拡大、社内体制強化に積極的に取り組んでおります。今後も引き続き事業の持続的成長を目指すため、以下を課題として挙げ、対処してまいります。

① ビジネスモデル変革

- ・ 高利益率商品へのシフト
- ・ 今後の成長に向けた必要投資（特にグループ会社）
- ・ グローバル展開の加速
- ・ デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ・ 社会課題解決型商品の拡大
- ・ GHG排出削減を踏まえた商品力強化

② 人財育成体制の再構築、エンゲージメント向上

- ・ 多様な人財の活躍による組織的人財力強化
- ・ 継続的な賃金ベースアップに向けた諸改革
- ・ 教育・研修費の適正化
- ・ 労働生産性の指標化
- ・ 企業風土の刷新…「一緒に、夢中に！」取り組む風土作り
- ・ DE&Iの促進…「女性管理職比率の向上」「障がい者雇用率の向上」「男女の賃金格差縮小」

③ グループ経営深掘

- ・ グループ全体でのシナジー効果追求、戦略人事推進によるグループ内の人財流動化促進
- ・ グループ全体でのインフラ統合と効率化の推進

株主のみなさまにおかれましては、引き続きご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
ユーエスフーズ(株)	50百万円	100.0	コーヒー生豆の販売
石光商貿(上海)有限公司	千U.S.\$ 1,500	100.0	コーヒー及び食品の販売
THAI ISHIMITSU CO.,LTD. (注)	千BAHT4,000	49.0	コーヒー及び食品の販売
A.Tosh Ishimitsu Beverages India Private Limited (注)	千INR64,000	50.0	紅茶製品の製造販売
アライドコーヒーロースターズ(株)	314百万円	74.6	コーヒー生豆の焙煎及びレギュラーコーヒー・インスタントコーヒーの加工・販売

(注) 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは主な事業としてコーヒー及び食品の販売を行っており、その事業別の主要品目等は次のとおりであります。

事業別	主要品目等
コーヒー・茶類事業	コーヒー生豆、レギュラーコーヒー、インスタントコーヒー、紅茶等茶類、コーヒー関連器具・備品
食品事業	瓶・缶詰、小麦加工品、調味料、乳製品、油脂、酒類、素材加工品（水産・畜産・農産）、調理加工品
農産事業	生鮮野菜、野菜缶詰、塩蔵野菜、農産加工品
海外事業	上記品目

(8) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

名称		所在地
当社	本社	兵庫県神戸市
	東京支店	東京都品川区
	福岡支店	福岡県福岡市
	名古屋支店	愛知県名古屋市
	札幌支店	北海道札幌市
ユーエスフーズ(株)	本社	東京都足立区
石光商貿(上海)有限公司	本社	中華人民共和国上海市
THAI ISHIMITSU CO., LTD.	本社	タイ王国バンコク市
アライドコーヒーロースターズ(株)	本社	東京都大田区
	横浜工場	神奈川県横浜市
	神戸工場	兵庫県神戸市
	大阪工場	大阪府大阪市
A.Tosh Ishimitsu Beverages India Private Limited	本社	インド共和国コルカタ市
Atariya-Ishimitsu UK Limited	本社	英国ロンドン市

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比 増減数
476名 (112名)	17名減 (11名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は()内に平均人員を外書で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)三井住友銀行	4,845百万円
(株)三菱UFJ銀行	1,360百万円
(株)みなと銀行	1,160百万円
(株)りそな銀行	1,060百万円

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 …………… 22,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 …………… 8,000,000株
(自己株式226,677株含む)
- (3) 株主数 …………… 5,649名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
マリンフード(株)	434 千株	5.6 %
石光商事従業員持株会	353	4.5
(株)三井住友銀行	252	3.3
石光輝男	238	3.1
駒澤孝江	216	2.8
日米珈琲(株)	204	2.6
(株)トーホー	200	2.6
(株)みなと銀行	194	2.5
丸紅(株)	192	2.5
石光輝信	179	2.3

- (注) 1. 当社は自己株式を226,677株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数(226,677株)を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

取締役、その他役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	13,802株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	荒川正臣	石光商貿（上海）有限公司董事長
取締役	石脇智広	サステナビリティ推進室長
取締役	奥野裕二	管理部長
取締役	早坂めぐみ	BX推進本部長
取締役	寺岡康夫	経営戦略室長
取締役	百瀬則子	
取締役	小澤真	
常勤監査役	吉川宗利	
監査役	板垣克己	
監査役	小島美奈子	

- (注) 1. 取締役 百瀬則子氏及び小澤真氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 板垣克己氏及び小島美奈子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 吉川宗利氏は、当社の経営全般にわたる豊富な経験と、財務・会計に対する幅広い知見を有しており、監査役 板垣克己氏は、我が国を代表する化学メーカー及びそのグループ会社にて長く財務・会計等の管理業務を経験し、また海外含めグループ会社のCFO、監査役にも携わり、豊富な知見を有しており、監査役 小島美奈子氏は、金融機関における経験に基づき、財務・会計に関する知見を有しているほか、金融機関及び公益社団法人日本監査役協会における経験に基づき、会社法を中心とする法務、内部統制システム、リスクマネジメントを含め、監査役監査についての幅広い知見を有しております。3名ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、百瀬則子氏、小澤真氏、板垣克己氏及び小島美奈子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ① 新任 2025年6月25日開催の第75期定時株主総会において、早坂めぐみ氏及び寺岡康夫氏が取締役に、小島美奈子氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
 - ② 退任 2025年6月25日開催の第75期定時株主総会の終結の時をもって、取締役中埜晶夫氏及び監査役藤井啓吾氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役・監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者はその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、当該保険契約によっても補填されません。また、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	百瀬 則子	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、CSV、ESGへの取り組みに関する豊富な経験と知識から、SDGsの観点で適宜発言を行っております。期待される役割については、独立した立場から経営について高度な助言及び監督に努めております。
取締役	小澤 真	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、食品業界で長年培ったマーケティング、広報・広告に関する豊富な経験と知識から、適宜発言を行っております。期待される役割については、独立した立場から経営について高度な助言及び監督に努めております。
監査役	板垣 克己	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、監査役の立場で疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会14回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	小島 美奈子	監査役就任後開催の取締役会10回全てに出席し、監査役の立場で疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。また、監査役就任後開催の監査役会10回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 上記のほか、会社法第370条に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議を1回行っております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年1月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その内容は、企業としての社会的責任を果たしつつ、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とすることと、個々の報酬決定に際して、社会等における様々なバランスを考慮し、また人財確保の視点で競争力を保ち、各職責を踏まえた適正な水準とすることです。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等としての金銭報酬及び同株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしています。

取締役の基本報酬・業績連動報酬を含めた種類別の報酬額・報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、社外取締役を主要メンバーとする報酬諮問委員会において検討を行い、取締役会に答申するものとしています。

報酬の種類ごとに、基本報酬については、月例の固定報酬とし、職務内容・責任、世間水準及び従業員との整合性を考慮し、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、報酬諮問委員会が個別の基本報酬についてチェックを行い、取締役会で決定されます。業績連動報酬等については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、定量目標及び定性目標の達成度を反映させて算出した報酬とし、毎年、一定の時期に支給します。業績連動報酬等の内一定割合を金銭報酬、残りを取締役退任時までの譲渡制限付株式、すなわち非金銭報酬としています。業績連動報酬等の評価のための各目標項目の達成及び実績度合の評定の目安は報酬諮問委員会から示されます。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の基本報酬の額は、2021年6月29日開催の第71期定時株主総会において年額250,000千円以内（うち社外取締役分は50,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人給と相当額は含んでおりません）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）です。

当社監査役の基本報酬の額は、2021年6月29日開催の第71期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内かつ報酬等に関する諸規定に基づき作成した報酬案を、過半数の委員が社外取締役で構成される報酬諮問委員会がチェックを行った上で取締役会に諮り、報酬案に対する全出席役員の意見を十分に尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬別の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			賞与	非金銭報酬等	
取締役	116,802	98,220	6,132	12,449	8
(うち社外取締役)	(12,300)	(12,300)	(-)	(-)	(2)
監査役	23,310	23,310	-	-	4
(うち社外監査役)	(11,100)	(11,100)	-	-	(3)

(注) 1. 上記報酬には使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含んでおりません。

2. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、2025年6月25日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでいるためであります。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等として、取締役(社外取締役は除く)に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額(又は数)の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、業績との連動性を明確にし、取締役の成果を図るにあたり最適であるとの判断から、各事業年度の連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益等の業績を指標としており、各取締役の役割、貢献度等を総合的に判断し、報酬諮問委員会において検討し取締役会において決定しております。

当事業年度を含む業績指標の推移は1.(4)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

⑥ 非金銭報酬等の内容

取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主のみなさまと一層の価値共有を進めることを目的として、2021年6月29日開催の第71期定時株主総会の決議に基づき、株式報酬制度を導入しており、毎年1回、取締役会決議を経て、対象者に対して普通株式を用いた譲渡制限付株式の割当てを行います。

当該株式報酬の内容は、普通株式を用いた譲渡制限付株式の交付として、譲渡制限解除は取締役退任時を原則とします。

また、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬は、基本報酬を含めて年額250百万円以内とし、当社の普通株式について発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は年35,000株以内とします。なお、その交付状況は「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区分	報酬額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48,000千円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にこれらの合計額を記載しております。
3. 上記のほか、当事業年度において、前事業年度に係る追加報酬として 9,000 千円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主のみなさまに対する適切な利益還元を最重要課題の一つとして位置づけ、業績に応じ、かつ安定した配当を行うことを基本方針とし、以下の3点を目標に掲げております。

- (1) 実質的な収益力反映と平準化により調整したEPSに対する連結配当性向の目標を30%程度とすること
- (2) 株主目線に立ち、中期経営計画に基づきPBRの漸次引上げを図るよう、時価ベースのDOEと簿価ベースのDOEの両方について十分に目配りすること
- (3) 今後の投資計画を見据え、内部留保の拡充・有効活用による企業競争力の強化、株主価値の向上との適切なバランスを考慮すること

2026年5月22日開催の取締役会において、第76期の期末配当金につきましては、1株につき45円とさせていただくことを決議いたしました。

当期の1株当たり配当額	金45円
配当総額	349,799,535円
効力発生日	2026年6月5日

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	31,196,733
現金及び預金	5,296,598
受取手形及び売掛金	11,672,231
商品及び製品	8,466,730
未着商品	2,101,514
仕掛品	130,101
原材料及び貯蔵品	2,349,883
その他	1,180,357
貸倒引当金	△684
固定資産	8,647,205
有形固定資産	7,021,225
建物及び構築物	1,502,494
機械装置及び運搬具	910,909
土地	3,104,848
リース資産	491,250
その他	1,011,721
無形固定資産	206,400
リース資産	97,555
その他	108,845
投資その他の資産	1,419,580
投資有価証券	834,499
繰延税金資産	107,705
その他	543,805
貸倒引当金	△66,429
繰延資産	408
社債発行費	408
資産合計	39,844,347

科目	金額
負債の部	
流動負債	20,682,526
支払手形及び買掛金	8,755,627
短期借入金	6,729,892
1年内償還予定の社債	36,000
1年内返済予定の長期借入金	1,386,466
リース債務	291,201
未払金	1,460,161
未払法人税等	652,016
未払消費税等	183,054
契約負債	99,520
賞与引当金	426,220
役員賞与引当金	43,440
その他	618,925
固定負債	3,884,926
長期借入金	2,530,579
リース債務	365,305
繰延税金負債	241,994
退職給付に係る負債	388,350
長期未払金	55,068
資産除去債務	260,828
その他	42,800
負債合計	24,567,453
純資産の部	
株主資本	12,941,755
資本金	623,200
資本剰余金	913,953
利益剰余金	11,488,170
自己株式	△83,568
その他の包括利益累計額	521,691
その他有価証券評価差額金	176,517
繰延ヘッジ損益	151,369
為替換算調整勘定	193,804
非支配株主持分	1,813,447
純資産合計	15,276,894
負債純資産合計	39,844,347

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		76,527,292
売上原価		66,523,206
売上総利益		10,004,086
販売費及び一般管理費		7,296,506
営業利益		2,707,580
営業外収益		
受取利息及び配当金	20,119	
受取賃貸料	21,244	
その他	47,850	89,214
営業外費用		
支払利息	206,948	
持分法による投資損失	323,979	
為替差損	86,627	
その他	17,889	635,445
経常利益		2,161,348
特別利益		
固定資産売却益	58,869	
投資有価証券売却益	127,613	
補助金収入	11,497	197,980
特別損失		
固定資産除却損	2,034	
投資有価証券売却損	2,667	
貸倒引当金繰入額	2,480	7,181
税金等調整前当期純利益		2,352,147
法人税、住民税及び事業税	868,120	
法人税等調整額	△18,860	849,259
当期純利益		1,502,887
非支配株主に帰属する当期純利益		234,915
親会社株主に帰属する当期純利益		1,267,972

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	20,315,967	流動負債	13,840,660
現金及び預金	2,483,405	買掛金	3,992,721
受取手形	133,626	短期借入金	6,360,000
売掛金	8,466,623	1年内償還予定の社債	36,000
商品	6,180,904	1年内返済予定の長期借入金	1,385,828
未着商品	2,073,922	リース債務	87,590
前払費用	72,792	未払金	1,184,595
未収入金	328,531	未払費用	46,236
その他	577,020	未払法人税等	190,513
貸倒引当金	△860	契約負債	5,746
		関係会社預り金	258,085
固定資産	4,539,602	預り金	18,569
有形固定資産	2,561,799	前受収益	1,947
建物	745,166	賞与引当金	240,377
構築物	17,054	役員賞与引当金	22,440
機械及び装置	0	その他	10,009
工具器具備品	5,683	固定負債	2,932,042
土地	1,749,173	長期借入金	2,529,680
リース資産	44,720	リース債務	101,836
無形固定資産	124,538	繰延税金負債	233,787
商標権	3,400	退職給付引当金	26,593
ソフトウェア	21,461	関係会社事業損失引当金	1,246
リース資産	97,555	長期未払金	99
その他	2,122	その他	38,800
投資その他の資産	1,853,264	負債合計	16,772,703
投資有価証券	305,282		
関係会社株式	1,188,418	純資産の部	
出資金	38,454	株主資本	7,800,663
関係会社出資金	37,860	資本金	623,200
破産更生債権等	362,962	資本剰余金	383,300
長期前払費用	7,278	資本準備金	357,000
敷金保証金	171,749	その他資本剰余金	26,300
その他	32,394	利益剰余金	6,877,732
貸倒引当金	△291,137	利益準備金	84,700
繰延資産	408	その他利益剰余金	6,793,032
社債発行費	408	固定資産圧縮積立金	524,977
資産合計	24,855,978	別途積立金	2,857,000
		繰越利益剰余金	3,411,055
		自己株式	△83,568
		評価・換算差額等	282,612
		その他有価証券評価差額金	135,596
		繰延ヘッジ損益	147,015
		純資産合計	8,083,275
		負債純資産合計	24,855,978

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		50,674,117
売上原価		44,613,974
売上総利益		6,060,142
販売費及び一般管理費		5,126,639
営業利益		933,503
営業外収益		
受取利息及び配当金	122,304	
受取賃貸料	102,212	
貸倒引当金戻入額	6,113	
為替差益	31,158	
その他	23,940	285,729
営業外費用		
支払利息	180,314	
賃貸収入原価	41,909	
その他	15,084	237,307
経常利益		981,925
特別利益		
固定資産売却益	58,409	
投資有価証券売却益	127,583	
関係会社事業損失引当金戻入額	23,387	209,380
特別損失		
固定資産除却損	1,115	
投資有価証券売却損	2,667	
貸倒引当金繰入額	1,280	
関係会社株式評価損	395,553	400,616
税引前当期純利益		790,689
法人税、住民税及び事業税	324,764	
法人税等調整額	△22,455	302,308
当期純利益		488,380

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

石光商事株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千原 徹也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 徳栄
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石光商事株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石光商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

石光商事株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千原 徹也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 徳栄
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石光商事株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、重点監査項目、職務の分担等を定めた監査計画を策定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が主な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会等に出席し、必要に応じて子会社に出向き、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、今後も継続的に子会社を含めた内部統制システムの整備及び運用の改善が必要であると考え、引き続きその状況を注視してまいります。
- (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

石光商事株式会社 監査役会

常勤監査役 吉川 宗利
社外監査役 板垣 克己
社外監査役 小島 美奈子

以上

テーマ「変革と実践」

FY2027 の計画（修正後）

売上高	828億30百万円	ROE	10%以上
営業利益	30億円	ROIC	6%以上
親会社株主に帰属 する当期純利益	17億39百万円	PBR	1.0倍以上

コーヒー相場の高騰に伴う原材料価格の上昇を踏まえた適正価格への見直し、
コーヒー製品の家庭用分野における新規開拓が進み、当初計画を大きく上回る

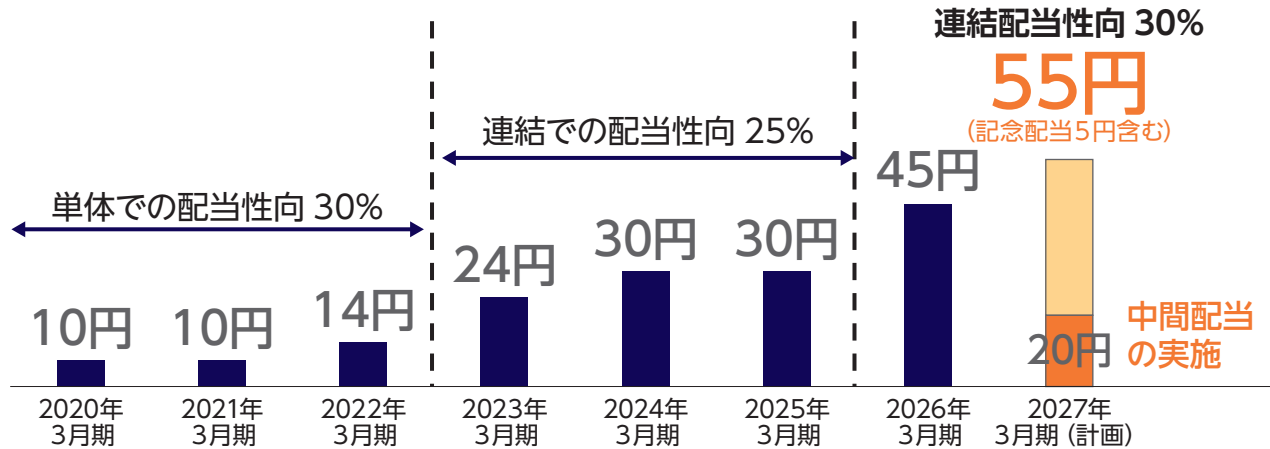
【主なトピックス】

- 2025年 6月 [南インド産紅茶 温室効果ガス削減農業プロジェクトの合意に関して](#)
- 2025年 6月 [兵庫県環境にやさしい事業者賞を受賞](#)
- 2025年 11月 [アライドコーヒーロースターズ株式会社ECサイト開設及び「巡珈」発売](#)
- 2025年 11月 [中国甘粛省にて植林活動「グリーンロードプロジェクト」を開始](#)
- 2026年 3月 [穴水町かきまつり ポラまち喫茶にてコーヒーの提供を行いました](#)
- 2026年 3月 [「健康経営優良法人認定2026」取得](#)
- 2026年 3月 [「ウッディミナミの森」にて森開きを開催](#)

～ Progress of the Medium-Term Plan～

1 株当たり配当金の推移 2026年3月期より配当性向見直し

連結配当性向30%を目安に**安定かつ持続的**な配当を行う



株主優待制度 株主優待の対象株数を500株以上から300株以上に引き下げ

- 株主保有数に応じて当社の取扱商品を贈呈。(毎年7月上旬頃)



優待商品	300株以上 1,000株未満	1,000株以上
	2,000円相当 の当社取扱商品	4,000円相当 の当社取扱商品

※上記写真は前期1,000株以上保有されている方にお送りした4,000円相当の優待品

- 長期保有株主優待 (毎年11月下旬頃)

300株以上かつ3年以上継続して保有いただいている株主様が対象
2,000円相当の当社取扱商品を贈呈。

創業120周年を迎えて

120年の歩みを礎に、石光商事グループは次の未来へ踏み出します。
「ともに考え、ともに働き、ともに栄えよう」という経営理念のもと、食の可能性を広げ、世界の食の幸せに貢献するため、新たな価値を創造し続けます。

120周年記念ロゴの策定

社内公募企画により120周年記念ロゴを制作いたしました。社員から広く案を募り、選考を経て決定したものであり、当社の価値観や想いを反映したデザインとなっております。

リーフサークルには当社事業とサステナビリティ宣言に掲げるSDGs目標を関連づけ、多様な「食」の広がりをつながり象徴しています。

多くの社員の想いと「世界の食の幸せに貢献します」というミッションをデザインに込めたロゴとともに、節目の年を迎えております。



120周年記念施策のご案内

120周年記念サイト公開

これまで当社を支えてくださった皆さまへの感謝を込めて、「120周年記念サイト」を公開いたしました。

これまでの歩みと受け継いできた想い、そして未来へ向けた取り組みを掲載しています。

周年を通じて発信を重ねながら、紡いできたつながりや価値を感じていただければ幸いです。

1年間を通じてコンテンツを随時更新予定

<https://ishimitsu120th.com/>



メディア露出の強化

交通広告や新聞・Web媒体等、各種メディアを活用し、120周年に関する取り組みや当社の事業活動について広く発信してまいります。

これにより、認知の向上および社会との接点強化を図ってまいります。

「一緒に、夢中に！」の想いを広く社会へ発信



株主総会会場ご案内図

会場 シマブンコーポレーション本社ビル 4階 ホール

神戸市灘区岩屋中町4丁目2番7号

電話 078-861-7791 (石光商事本社)



バリアフリールート
歩道橋にあるエレベーターで1Fに降り、
スロープを通過して入場ください。

交通のご案内

阪神電車本線「岩屋(兵庫県立美術館前)駅」下車 徒歩約3分
JR神戸線「灘駅」下車 南出口徒歩約5分

※株主総会会場には、国道2号線側の正面玄関をご利用ください。

駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。